

事務連絡
令和3年3月24日

国土交通省都市局街路交通施設課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について
(周知依頼)

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」について、学識経験者、障害者・高齢者団体、事業者団体、建築関係団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」及びその下に「小規模店舗WG」（以下「検討会等」という。）を設置し、貴課にもオブザーバーとして参加いただき、改正内容を検討してきました。

国土交通省では、検討会等での議論を踏まえて建築設計標準を改正し、別紙のとおり、検討会等の委員である事業者団体、建築関係団体に対して、改正内容に関する周知等を行いました。

つきましては、建築物のバリアフリー化にあたり、建築設計標準を有効にご活用いただけるよう、貴課におかれては関係団体に対し、本改正について幅広く周知いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 企画係

(住所) 東京都千代田区霞が関2-1-3

(電話) 03-5253-8111 【内線 39-538】